

全建労発第67号  
平成22年11月16日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会  
会 長 浅 沼 健 一  
(公印省略)

次世代育成支援対策推進法の施行に係る御協力について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、本会に対し、標記について協力依頼がありました。

つきましては、企業における次世代育成支援を進めるため、改正次世代育成支援対策推進法の主旨及び内容をご理解いただき、貴協会傘下会員に対し、ご周知いただきますようご協力方お願い申し上げます。

以上

雇児発1021第1号  
平成22年10月21日

社団法人全国建設業協会

会長 浅沼健一 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



次世代育成支援対策推進法の施行に係る御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるため、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が平成15年に制定され、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくこととされています。

この次世代法に基づき、現在、301人以上の従業員を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定・届出、公表・周知をすることが義務となっておりますが、改正次世代法の施行により平成23年4月から従業員101人以上300人以下の企業にも義務づけが拡大します。

しかしながら、現在の当該規模企業における届出率は10.9%（平成22年9月末現在）と極めて低い状況にあります。

急速な少子高齢化の進行により人口減少社会に突入している現在、企業における次世代育成支援を進めることは、優秀な人材の確保や従業員の意欲・生産性の向上等、企業にとっても大きなメリットとなると考えております。

厚生労働省においては、当該規模の個々の企業に対する直接の働きかけ、広報活動を行うこととしておりますが、貴団体におかれましても、改正次世代法の趣旨及び内容について、ご理解いただくとともに、傘下団体及び傘下企業の皆様に対し、同法の内容についての周知及び一般事業主行動計画の策定・届出等について御勧奨いただきますよう、御協力方よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
職業家庭両立課育児・介護休業推進室

（担当：元木、木本）

TEL：03-5253-1111（内7863）